

改正

平成18年3月30日告示第42号

平成18年3月31日告示第51号

平成20年3月26日告示第32号

平成21年2月27日告示第18号

平成22年5月7日告示第66号

平成22年7月6日告示第86号

平成23年3月29日告示第36号

五島市高齢者・重度身体障害者住宅改造助成事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、**在宅の高齢者及び重度身体障害者(児)**がいる世帯に対し、**住宅の改造費用の一部を助成**すること(以下「事業」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において「高齢者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第45条に定める居宅介護住宅改修費又は同法第57条に定める介護予防住宅改修費の保険給付を受ける者で65歳以上のもの
- (2) 身体障害者(児)手帳1級又は2級の所持者

(助成対象者)

**第3条** この事業の対象者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する高齢者等とする。

- (1) 前年分(第7条に規定する申請が1月から6月までの間にあったときは前々年分)の市町村民税及び所得税が非課税である世帯に属すること。
- (2) 市内に存する現に改造を必要とする住宅(借家等である場合には、家主等の承諾を得ること。)に居住している世帯に属すること。

(助成対象工事)

**第4条** この事業の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、次に掲げる工事とする。ただし、高齢者等であって五島市日常生活用具給付事業実施要綱(平成19年五島市告示第50号)に基づく住宅改修費(以下「日常生活用具給付事業住宅改修費」という。)の助成を受けるものに

については、第6号から第9号までに掲げる工事は、第1号から第5号までに掲げるいずれかの工事と併せて施工する場合に限り対象工事とする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) 便所の拡張
- (7) 浴槽の取替え及びシャワーの設置
- (8) 台所流し台の取替え
- (9) 洗面所等の洗面器の取替え（車椅子使用者等が利用可能な洗面器への取替えに限る。）

2 前項各号に掲げる工事の施工に伴う必要な工事についても、対象工事とする。

(助成金の額)

**第5条** 助成金の額は、対象工事に要した経費に3分の2を乗じて得た額（その乗じて得た額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「助成基準額」という。）とし、22万円を限度とする。ただし、助成対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を助成金の額とする。

- (1) 介護保険制度による住宅改修の保険給付を受ける場合 助成基準額（助成基準額が29万円を超える場合にあつては、29万円）から18万円を控除した額
- (2) 日常生活用具給付事業住宅改修費の助成を受ける場合 助成基準額（助成基準額が40万円を超える場合にあつては、40万円）から当該日常生活用具給付事業住宅改修費の額を控除した額。ただし、22万円を限度とする。

(助成の回数等)

**第6条** 新築、増築に伴い行われる工事は助成の対象とならない。

2 助成金の交付を受けられるのは、原則として1回とする。

(助成の申請)

**第7条** 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅改造助成金交付申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

(身体状況等の調査等)

**第8条** 市長は、前条の申請があつたときは、申請者の身体状況、家屋状況等必要な事項を調査す

るとともに、他法制度利用の有無等について確認するものとする。

(助成の決定)

**第9条** 市長は、前条の調査に基づき、助成の可否を決定するとともに、住宅改造助成金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(完了届の提出及び助成金の請求)

**第10条** 前条の規定により助成の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、対象工事が完了したときは、住宅改造完了届(様式第3号)及び住宅改造助成金請求書(様式第4号)を速やかに提出しなければならない。

(助成金の支払)

**第11条** 市長は、前条の規定による住宅改造完了届の提出がなされたときは、対象工事の確認を行い、確認の後助成金の支払を行うものとする。

(助成決定の取消し及び助成金の返還)

**第12条** 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した助成金を返還させることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成金の請求若しくは受領に関し不正な行為があったとき。
- (2) 対象工事の変更又は中止があったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(雑則)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、住宅改造助成事業に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成16年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、福江市高齢者・重度身体障害者住宅改造助成事業実施要綱(平成9年福江市告示第28号)、富江町高齢者・重度身体障害者住宅改造助成事業実施要綱(平成12年富江町要綱第10号)、玉之浦町高齢者・重度身体障害者住宅改造助成事業実施要綱(平成10年玉之浦町告示第16号)、三井楽町高齢者・重度身体障害者住宅改造助成事業実施要綱(平成9年三井楽町要綱第2号)、岐宿町高齢者・重度身体障害者住宅改造助成事業実施要綱(平成13年岐宿町要綱第12号)又は奈留町高齢者・重度身体障害者住宅改造助成事業実施要綱(平成11年奈留町要

綱第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

**附 則** (平成18年3月30日告示第42号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(五島市高齢者・重度身体障害者住宅改造助成事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の五島市高齢者・重度身体障害者住宅改造助成事業実施要綱第5条第1項ただし書の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に着工する住宅改造に係る高齢者・重度身体障害者住宅改造助成金について適用し、施行日前に着工した住宅改造に係る高齢者・重度身体障害者住宅改造助成金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成18年3月31日告示第51号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20年3月26日告示第32号)

(施行期日)

1 この告示は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条第1項ただし書及び第5条の改正規定 平成20年3月26日

(2) 第3条の改正規定 平成20年7月1日

(経過措置)

2 改正後の第3条の改正規定は、平成20年7月1日以後に着工する住宅改造に係る高齢者・重度身体障害者住宅改造助成金について適用し、同日前に着工した住宅改造に係る高齢者・重度身体障害者住宅改造助成金については、なお従前の例による。

3 改正後の第4条第1項ただし書及び第5条の改正規定は、平成20年3月26日以後に着工する住宅改造に係る高齢者・重度身体障害者住宅改造助成金について適用し、同日前に着工した住宅改造に係る高齢者・重度身体障害者住宅改造助成金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成21年2月27日告示第18号)

この告示は、平成21年2月27日から施行する。

**附 則** (平成22年5月7日告示第66号)

(施行期日)

1 この告示は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、この告示の施行の日以後になされる住宅改造助成金交付申請書の提出に係る高齢者・重度身体障害者住宅改造助成金について適用し、同日前になされた住宅改造助成金交付申請書の提出に係る高齢者・重度身体障害者住宅改造助成金については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年7月6日告示第86号)

この告示は、平成22年7月6日から施行する。

附 則 (平成23年3月29日告示第36号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条及び第5条の規定は、この告示の施行の日以後になされる住宅改造助成金交付申請書の提出に係る高齢者・重度身体障害者住宅改造助成金について適用し、同日前になされた住宅改造助成金交付申請書の提出に係る高齢者・重度身体障害者住宅改造助成金については、なお従前の例による。

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第9条関係)

様式第3号 (第10条関係)

様式第4号 (第10条関係)